令和８年（フ）第１６５号
北海道帯広市西15条北８丁目３番地24
債務者　大久保木葉
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１６８号
北海道帯広市西18条南４丁目38番８号　ホープ３、前住所北海道帯広市西２条南６丁目１番地　ポトスビル502号室
債務者　渡邉　春美
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１７６号
北海道中川郡幕別町札内西町73番地の１　Ｍ－Ⅲ101号室
債務者　吉田　麻紀
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第５５号
秋田県横手市梅の木町12番28号　泉田ハイツ６号
債務者　沖　　昂佑
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第５０号
群馬県桐生市堤町１丁目15番６－16号
債務者　柏瀬　友里
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第２３３号
香川県高松市三谷町878番地１　フォブール愛203
債務者　米田　真由
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３８号
香川県観音寺市植田町1712番地１コーポグリーン202
債務者　平見　研二
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第５４２号
栃木県真岡市熊倉１丁目30番地９　ナックニューエリールＢ棟102号
債務者　塚原　智美
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５９５号
栃木県日光市土沢1967番地12　福田アパートＢ－６、前住所栃木県日光市板橋897番地118　小林秀一方
債務者　小岩井直美
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５９６号
栃木県日光市土沢1967番地12　福田アパートＢ－６、前住所栃木県日光市板橋897番地118　小林秀一方
債務者　小岩井正子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１１４３号
千葉市花見川区検見川町３丁目310番地23　ソシアル検見川２―503号
債務者　木村　葉子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６５号
千葉県船橋市大穴南１丁目21番16号
債務者　西山　浩喜
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２９２号
千葉県市川市若宮１丁目14番４号
債務者　豊田　光伸
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２９４号
千葉県千葉市美浜区真砂４丁目４番19号
債務者　八千田眞子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３４１号
千葉県習志野市泉町３－１－１　県営住宅103号、住民票上の住所千葉県習志野市本大久保４丁目６番４号　生沢荘202号
債務者　吉田　奈々
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３６４号
千葉市花見川区横戸町1255番地117
債務者　佐藤　敦子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４０１号
千葉県船橋市東中山１丁目18番15―103号
債務者　須藤　　譲
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係